

新年あけましておめでとうございます。

昨年、異常気象による風水害によって、会員農家のみなさんも大きな被害を受けてしまいました。全財産を失い、茫然自失の会員有機農家を励まし、物心両面でご支援頂いたみなさまに心より感謝申し上げます。お陰様で支援金総額は12月末日で3,485,000円にのぼり、被害の程度を勘案し、会員農家の皆さんにお届け致しました。母屋・農機具・施設・出荷直前のお米全てを失った常陸太田市の農家の方には焼け石に水といったところですが、金額よりもご支援のお気持ちが後継者も含め「めげる心」を奮い立たせて下さって仰って頂きました。福島原発事故の風評被害を経て、水害による破壊的ダメージ、そして東海原発より16kmの地点での有機農業は苦難の連続とされています。その苦難を共有しつつ研究所の運動は続けていきたいと思っております。ご支援のほどお願い致します。

**今年はNPO法人民間稲作研究所創設20年・日本の稲作を守る会15年です。**

今年は昭和51年の大冷害を契機に、全国に普及した田植機稲作の技術的問題点を解明し、農家の皆さんと「成苗2本植研究会」を組織した稲作技術の革新運動から数えると44年になります。平成2年に除草剤のMO粒剤（三井大牟田工場の開発した除草剤）が胆のうがんの原因であったことが突き止められ、除草剤も含めて一切の農薬を使わない環境保全型農業＝有機稲作の模索が始まりました。15年間の稲作革新技術を「太茎・大穂のイネづくり」として農文協より出版したのが平成5年の1月でした。希しくもこの年の夏は異常低温がつづき、戦後最大の大冷害となって米騒動が起き、農薬と化学肥料を多用した田植機稲作＝慣行栽培は大きな困難に直面しました。冷害を受けなかった当会の成苗疎植の稲作技術が注目される環境でありながら、それが民間の技術であったこと。そして未完の技術であったことで、国の推薦する栽培技術には採用されませんでした。

加えて、成苗疎植による無農薬栽培のお米は食糧管理法によって流通を阻まれていましたので、無農薬米を「買って・食べて」支援する自主食管組織として「日本の稲作を守る会」を平成6年立ち上げました。

平成9年になって設立した民間稲作研究所は任意団体としてスタートし、全国の環境保全型農業を模索する先進的な農家に呼びかけ、除草剤を含め一切の農薬も化学肥料も使わず環境にダメージを与えない農業技術の在り方を模索する全国集会を開催してきました。その成果は、不完全ではあったものの「除草剤を使わないイネづくり」（民間稲作研究所編・農文協刊）にまとめられ、その後の技術革新運動の柱として、研究開発が続けられました。

**平坦な道ではなかった20年と15年、みなさまのお陰で続けられました。**

平成11年には有機農産物の生産基準がJAS法に盛り込まれ、国の認可した登録認定機関の認証がなければ、有機農産物として販売してはならないという有機JAS法が成立しました。この法律は長い間有機農業に取り組んできた誠実な方々の尊厳を傷つけ、幅広い有機農業運動の発展を規制する役割を果たしてきました。任意団体であった当会は会員農家を守るために、止むを得ず平成12年（2000年）にNPO法人を取得し、登録認定機関となって会員農家の認証を行うことと

しました。厳しい環境の中でも、平成 16 年に栃木県に有機種子の採取圃指定申請書を提出して 3 年間の試験栽培の後、認可が下り、日本初の有機種子の生産が行われることになりました。

同時に兵庫県豊岡市より、コウノトリと共生するイネづくりの技術指導を委託され（3年間）その取り組みはテレビ朝日「素敵な宇宙船地球号—たんぼが地球を救う」の取材を受け、放映されてきました。

有機農業をめぐるこの流れは、韓国の金大中政権が制定した「親環境農業育成法」と比べ、対照的な規制法でした。規制ではなく、推進こそ必要ではないかという関係者の声を受け、ツルネンマルティ氏のご尽力で結成された有機農業推進議員連盟を中心に民間の有機農業団体が草案をつくり、会長であった谷津義男氏の英断によって「有機農業推進法」が平成 18 年 12 月 18 日に成立しました。この法律によって当会が管理運営する「有機農業技術支援センター及び有機種子供給センター」が誕生し、有機種子の供給事業が本格的に始まりました。

その後、福島原発事故によって放射能の直接被害、風評被害を受け、手のひらを返したような流通業者や加工業者が現れ、守る会は経営破たんの危機に晒されました。風評被害に晒される農家の皆さんから従来どおりの価格で買入れたものの 3000 万円のぼる買入拒否を受け、東電との被害補償交渉で補填を受け、よつ葉生協・パルシステム生協連合・シュガーレディ・提携会員のみなさんのご支援によって、危機を脱出し、2020年にはやっと原発事故以前の状態にもどれる見通しとなりました。原発事故は被害だけではありませんでした。ナタネ・大豆・ひまわりを栽培し除染しながら優良な植物油を販売し、経営再建につなげる試みから、絞り粕を優れた有機肥料として活用する試みが大きな成果を生み、循環型の有機農業の技術開発に繋がってきました。この農法は千葉県いすみ市やブータン王国、国内の稲作農家に提案され、関係者のご努力によって学校給食 100%有機米という快挙が達成されました。

## 今後とも NPO 法人民間稲作研究所そして守る会の運動に厚いご支援を

今年度からは「いのち育む循環型有機農業」として若い方々にこの技術を引き継ぐ予定です。

同時に、主要農作物種子法の廃止、除草剤グリホサートの残留基準大幅緩和、ジェネリック農薬の登録緩和、非遺伝子組み換え農産物表示の厳格化、ゲノム編集の無表示販売など、食の安全を脅かす政策が矢継ぎ早に強行され、国民の命より多国籍企業の利潤追求に手を貸すような政策によって血液脳関門の未発達な子供たちの命がないがしろにされています。このまま放置することは薬害エイズの再来を見過ごすこととなります。

2月15日（土）、16日（日）恒例の公開シンポを開催します。15日には薬害エイズの犠牲者として命を削りながら奮闘されている川田龍平氏（参議院議員）の講演と16日には循環型有機農業を実践され大きな成果を出している会員農家のみなさまに、その成功と失敗の要因などを語って頂き、普及のためのキックオフ集会を行います。

午後2：00からは同じ会場で、「種子の会とちぎ」の一般社団法人設立総会を開催し、元農水大臣の山田正彦氏による学校給食への有機米提供運動、種子法廃止後の有機種子提供事業の必要性などをお話し頂く予定です。また浅野正富弁護士から種苗法改正の問題点をお話しいただき、シーバンクと有機種子供給事業の推進を目指します。皆様お誘いあわせの上、是非ご参加下さい。